個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同します。

一昨年12月6日に当工業会が発行した「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2017年度版」の中に、「管理責任者が異なる小売店の関係者間で情報を共同利用する場合は、個人情報保護法上、①共同利用をする旨、②共同利用される個人データの項目、③共同利用する者の範囲、④利用目的、⑤責任を有する者の氏名又は名称を予め本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態(例:ホームページの掲載やパンフレットの配布など)に置くこと、が必要です。」と記載し、ご利用ユーザー様にご説明しました。(※1)

この度、渋谷書店万引対策共同プロジェクトの皆様に於かれては、その趣旨に沿った情報公開をされるという公正な発表に関し、当工業会理事会は賛同を表明します。さらにはプロジェクトメンバー及び関係の皆様が長年月をかけ、個人情報保護委員会、経済産業省、IT セキュティ専門家、消費者団体、クレプトマニア立ち直り支援団体、法学の専門家、弁護士、米国小売業者、英国 TCM 研究者(※2)などから意見を徴しされ、適時、その過程を情報公開されてきたことも民主主義の理念に沿ったプロセスであると敬意を持って支持しております。今回の偉業は、民主日本の歴史に長く記憶されるべきものと願っております。

レピュテーションリスクを危惧するあまり、警備や防犯の関係者は「防犯情報の共同利用」の議論を避け、「第三者提供の制限の例外規定」をガイドラインの根幹においてきましたが、防犯情報を関係者(委託先を含む)で、データ管理、分析、利用を恒常的に行う場合は、「第三者提供の制限の例外規定」と「委託契約」に基づく法的根拠よりも、明文化された共同利用公開の方が、民主的であり、個人情報保護法の目的に合致します。防犯対策は、市民にその内容が公開され、支持されてこそ、本来の力を発揮するものと考えます。

一例として、北海道の「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」は、高齢者がいきいきと自立して暮らすことができるように自ら行う健康づくり、生涯学習、ボランティア活動及びその他の活動を支援するために「個人情報の共同利用」が明確に謳われています。その実現のためには関係機関の早期連携が必要だからです。そのため緊急時の色合いが濃い「第三者提供の例外規定」でなく、民主的な「個人情報の共同利用」を条例の根幹においています。この条例は、高齢者の万引においても早期の対策、その後の見守り活動で役立っていると同市の人々からお聞きしています。

私たちは、各地域の人々が安全安心に日々の暮らしができるよう、経済面や社会面の仕組みづくりに微力ながら日々研鑽に努めてきました。防犯面において誰も置き去りにしないためにも、(※3) 今回の個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同します。

渋谷書店万引対策共同プロジェクトの開始予定について(お知らせ)



2019年7月30日に、東京都渋谷区内にある三書店(京王書籍販売株式会社啓文堂書店渋谷店、大盛堂商事株式会社書店部大盛堂書店、株式会社丸善ジュンク堂書店MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店)(以下「参加店」といいます。)は、渋谷書店万引対策共同プロジェクト(以下「渋谷プロジェクト」といいます。)をスタートさせる予定です。

渋谷プロジェクトは、書店内において発生する万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、公然わいせつ(以下「万引き等」といいます)に当たる犯罪事犯に適切に対処するために、相互に関連情報を提供しあい、これらの犯罪事犯による書店の被害を減少させるとともに、お客様に安心・安全な店舗環境を提供することを目的として、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)第23条第5項第3号に規定する「共同利用」に基づいてプロジェクトを運用して参ります。

渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局

- ※1 詳細は、個人情報保護法第23条5項3号、同ガイドライン(52-55頁)、同Q&A(A5-28~A5-32)をご確認下さい。
- ※2 タウンセンターマネジメントの略。市街地の持続的な繁栄に向けた民間主導による調整活動。その内容には防犯活動が含まれます。
- ※3 私たちはこの考えを「防犯民主主義の実現」と呼んでおります。